

木材認証を通じた県産材の普及について

長野県林務部 信州の木利用推進課 加藤 健一

1 はじめに

信州木材認証製品センター（以下認証センター）では、一定基準（認証基準）に基づき長野県産丸太を製材・加工した質の高い県産木製品を信州木材認証製品として認証しています。

平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間、私は長野県林務部から研修派遣という形で認証センターの業務に携わり、「長野県産材で家を建てたい」という消費者に対し、より信頼性が高く充実した木製品をお届けするため、信州木材認証制度の検討・見直し作業を行い、制度の改正を行ったので、その取組みについて御紹介します。

2 信州木材認証製品センターの概要

2.1 認証センターの事業内容

認証センターは、県産材利用の普及のため次の事業を行っています。

- 1) インターネットホームページ「信州木楽ネット」を用いて行う、一般ユーザー向けの県産材情報（認証工場、認証製品、県産材住宅等）の提供に関する事業
- 2) 県産材の認証に関する事業
- 3) 県産木製品の普及啓蒙に関する事業
- 4) その他、県産木製品の需要拡大に関する事業



県産材情報が満載のインターネットホームページ『信州木楽ネット』

2.2 認証センターの会員について

認証センターは次の会員により構成されています。

A種会員：認証工場会員（製材・加工工場）	41社
B種会員：木材流通販売業及び認証工場以外の製材工場	21社
C種会員：設計事務所会員	10社
D種会員：工務店会員	17社
E種会員：素材生産販売業、森林所有者会員	8社
特別会員：県産材関連団体	8社

平成18年1月31日現在、長野県内の105社（重複含む）の県産材関連企業が認証センターに加盟しています。

2.3 他県における認証制度の実施状況

全国では、右表のとおり15県において認証制度を取り入れた地域材の普及活動が行われています。

長野県の認証制度は、岐阜県に次いで全国2番目に開始された制度であり、制度的にも内容的にも充実しています。

県名	設立年	制度名称
岐阜県	H3	岐阜県東濃産品品質管理センター
長野県	H5	信州木材製品認証制度
福井県	H5	福井材認証制度
福島県	H7	福島県産ブランド材「とってお木」
石川県	H7	石川優良木材製品認証センター事業
愛媛県	H9	愛媛ブランド材
群馬県	H10	ぐんま優良木材品質認証制度
新潟県	H13	にいがたスギブランド材認証制度
静岡県	H13	しずおか優良木材認証制度
兵庫県	H14	ひょうご県産木材認証制度
佐賀県	H15	さかの木
鹿児島県	H15	かごしま材認証
秋田県	H16	秋田スギ乾燥製品認証制度
三重県	H17	三重の木推進協議会
広島県	H17	ひろしまウッドブレイス

3 認証センター設立の経緯

消費者の要望に応えうる良質な木製品を安定的に供給し県産材の需要拡大を図ることを目的に、1993年（平成5年）に「信州木材製品認証センター」が設立され、一定基準（認証基準）に基づき長野県産丸太を製材・加工した質の高い木製品を認証製品として認証する「信州木材製品認証制度」が創設されました。

また、2002年（平成14年）には、信州木材製品に関する情報を総合的に収集・管理した「信州木材製品流通・情報センター」が設立され、「信州木楽ネット」が開設されました。

信州木材製品認証センターと流通・情報センターは共に、高品質な県産材製品の安定的供給や需要拡大と林業・木材産業の振興を図るという共通の目的を持つ団体であることから、2004年（平成16年）に両団体が合併し現行の「信州木材認証製品センター」が設立され、現在105社が加盟し運営されています。

4 県産材を認証する必要性

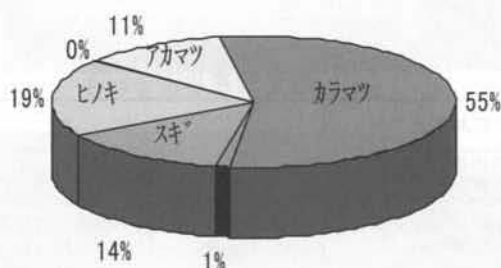
4.1 歴史的背景

長野県は、県土面積の78%を森林が占め、森林面積が全国で3番目の森林県です。森林の約4割強が人工林で、その多くは戦後造林されたカラマツ、ヒノキ、スギなどの樹種であり、ようやく40年生～50年生に成長し利用が可能な時期を迎えています。

長野県の人工林において特筆すべきことは、カラマツ造林についてです。

カラマツは郷土樹種であることに加え、高冷地での造林に適していることから、人工林の50%を超える森林で造林が行われ、ようやく今日利用が可能な大きさに育ってきたところです。

県内の人工林の樹種別内訳



東信のカラマツ林

4. 2 カラマツの欠点

しかしながらこのカラマツを建築材として使用する際にはいくつかの問題点があります。

それは、「ヤニが出やすい」性質と「材がねじれやすい」性質です。

県の林務部としても、県産材の利用推進に重点を置いているとは言え、クレームが生じるような木製品を推奨したなら県産材の普及につながりません。そこで、欠点が生じない、然るべく製造工程を経て製造された木製品を県民の皆さんへお勧めする必要があります。

今日では、製材技術と乾燥技術等の技術革新により、施設と技術を有している製材工場で製造されたカラマツ製品であれば、材の性質的な欠点をなくし一般的に使用できるようになってきています。

認証制度では、そのような製造が行える製材工場、又は製品について認証基準を満たしている場合、認証製品として認証することで、県産材の普及を行っており、県が県産材を推進していく上で最も重要な制度だと位置づけているところです。



信州カラマツをふんだんに使用した住宅の例

5 認証制度の概要について

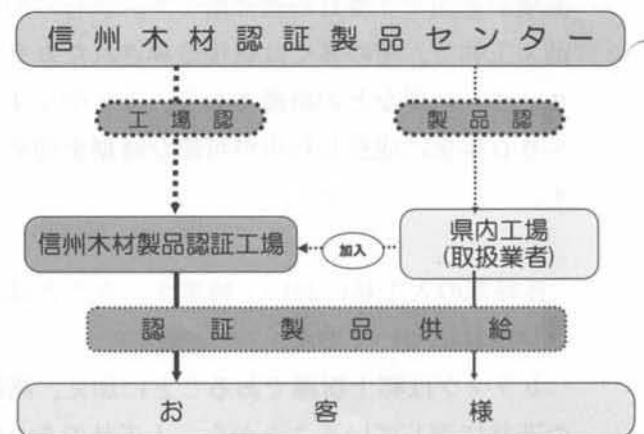
認証製品は、長野県産のカラマツ、ヒノキ、スギ、アカマツ等を原料に、含水率、品質、寸法等に関する厳しい認証基準を満たしている信頼性の高い建築材です。

信州木材製品認証制度には、製品を認証する〔製品認証〕と、製造工場を認証する〔工場認証〕があります。

認証対象品目

認証対象品目	部 材	
I 針葉樹構造用製材 (乙種構造材)	通し柱、管柱、間柱、束類など	
II 針葉樹構造用製材 (甲種構造材)	土台、大引、梁、桁、胴差、母屋角、棟木、根太、筋かい、火打梁、火打土台、垂木など	
III 針葉樹造作用製材	敷居、鴨居、長押、天井板など	
IV 針葉樹造作用製材 (壁板、家具用原板)	壁板(仕上げ材のみ対象)、家具用原板	
V 集成材	構造用(大断面、中断面、小断面)造作用等すべての製品、家具用原板	
VI フローリング	単層、複合フローリング	
VII 家具、建具等		
VIII 針葉樹接着重ね梁	柱、梁、桁など(ツインビーム、トリプルビーム、テトラポールなど)	
IX その他	針葉樹下地用製材	野縁、胴縁、化粧野地ほか
	針葉樹デッキ材	デッキ材等エクステリア部材

認証制度の概要



主な認証基準

含水率	柱・梁桁などの構造材 : 20%以下 (カラマツ・アカマツ心持ち材は15%以下) 敷居・鴨居などの造作材 : 18%以下 (カラマツ・アカマツ心持ち材は15%以下) 壁板・フローリングなど 内装材とすべての集成材 : 10±3% 接着重ね梁 : 構成エレメントが15%以下 下地材 : 20%以下 デッキ材 : 構造用デッキ材 20%以下 (カラマツ・アカマツ心持ち材は15%以下) 板類のデッキ材 12±2%	いわゆる『乾燥材』です。
等級	等級表示がない場合 : 強度等級3級以上=強度に影響ない程度の節あり 等級表示を行う場合 : 強度等級 (1~3級またはE50~150など) ※強度等級の表示方法 1~3級: 節の大きさなどを測定して区分する指標。 人の目で確認して決める。 E50~150: 材の強さを「荷重」と「たわみ」などの関係から導き出した指標(「ヤング係数」という)。打撃式の機械などで決める。	
寸法	仕上げ・粗仕上げなどで寸法を表示 ・仕上げ: 乾燥後挽き直し等の狂い修正処理及び表面・寸法仕上げがなされたもの ・粗仕上げ: 乾燥後挽き直し等の狂い修正処理を行い表面・寸法仕上げがなされていないもの	

6 制度改正の内容について

6.1 制度改正の背景

県住宅部の県産材使用住宅への助成事業である「信州ふるさとの住まい助成金」事業や稲荷山養護学校等の公共事業などで、認証製品の需要がここ数年で増大してきており、その需要に対応し認証工場の数も急増しています。

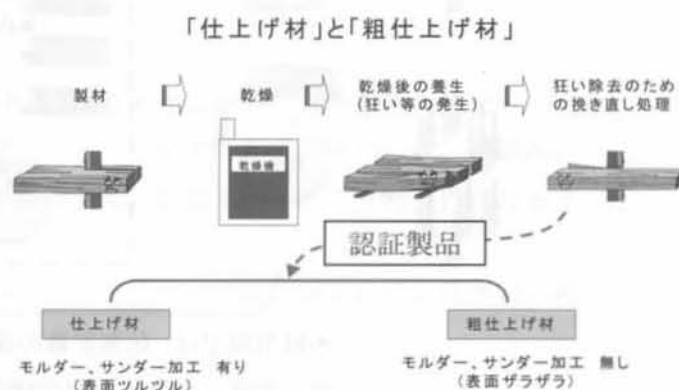
工場数が増加するにつれ「工場毎の品質に格差が生じている」、「材の産地は本当に県産なのか」等の疑いの声が聞こえはじめてきました。

そこで、平成16年度に認証制度の信頼性をより高めるため、改革検討部会を立ち上げ認証制度の検討を行い、平成17年5月から新たな認証制度として再スタートしたところです。

6.2 認証基準等の改正を行い、認証製品の品質を確保

6.2.1 認証基準の改正内容

- 1) 天然乾燥材については、工場認証を廃止し製品認証のみで認証を行う(今まで認証していなかったカラマツの天然乾燥材も製品認証で認証を行う)。
- 2) 心持ちアカマツ材の含水率規定を、心持ちカラマツ材と同様の15%以下にする。
- 3) 太鼓梁、広葉樹材(フローリング、家具)、下地材、デッキ材を認証品目に新たに追加。
- 4) 仕上げ材、粗仕上げ材とも乾燥後の挽き直し等の寸法修正がなされていることを条件とする(右図を参照)。



6.2.2 製造基準の改正

認証工場は認証製品の具体的な製造工程（製造基準）を作成し、製造工程を明確化。

6.2.3 検査体制の充実

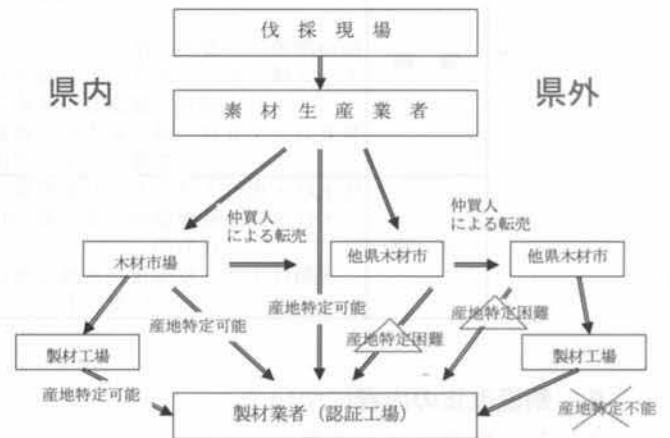
認証検査は事務局が検査員として実施してきたが、より客観的な検査を行うため、検査員を外部団体へ委嘱して実施することとし、当面16年度は県林務部が検査員として検査を実施。

6.3 信頼性の高い産地認証システムを構築

6.3.1 認証工場における県産素材の入手方法について

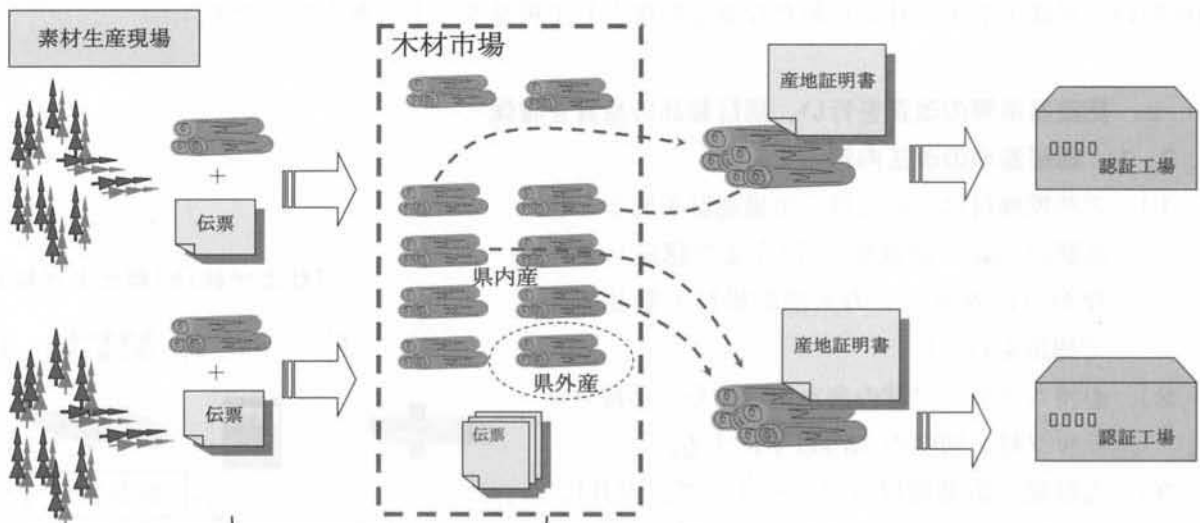
伐採現場から認証工場までの素材（丸太）の流れは様々なケースが想定されます。県内で素材が流通して製材業者へ届く流れが一般的ですが、製材業者が県外に出た素材を買い戻すという流れもあり、この場合は産地証明書が添付されているものでないと認証製品として認めていません。

ただし、県外において製材された半製品（原板）を入荷する場合は、産地を確認することが困難であることから認証製品としては認めていません。



6.3.2 木材市場での産地認証の確保

認証工場が素材（丸太）を長野県森林組合連合会等の木材市場から購入した場合には、間伐材供給センター協議会が県産材産地証明を発行するシステムになっており、下図の仕組みにより産地を認証しています。



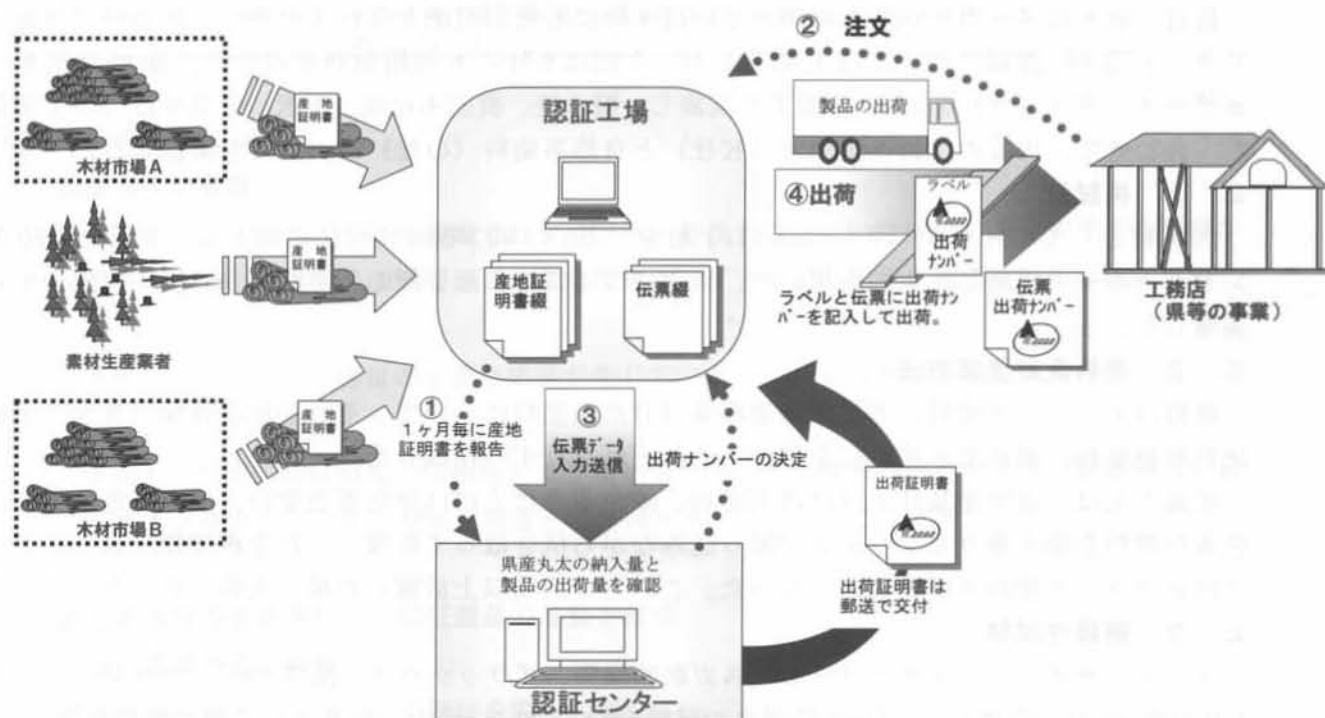
木材市場では、伝票記載の産地名により、県産、県外に丸太を仕分ける。

6.3.3 認証工場における産地の確保（出荷証明システムを用いた認証製品の一元管理化）

認証製品は県産素材から製造されたという産地認証をより確かなものにするため、出荷証明書を発行する事務処理をインターネット上の出荷証明システムを用いて行うよう改正しました。

その仕組みとは、

- 1) 認証工場は、毎月末に県産素材の納入状況（県産材産地証明書の綴り）を認証センターへ報告。この報告により認証センターは、認証製品の出荷証明書の発行を行う際に県産素材が用いられたかどうかの確認を行う。
- 2) 工務店等のユーザーから認証工場へ認証製品の注文。
- 3) 認証工場は、出荷前に出荷証明システムで伝票データの入力・送信を行い、出荷ナンバーを獲得。*認証センターのデータベースで出荷ナンバーを使って、認証製品の出荷状況を一元管理。
- 4) 出荷ナンバーを出荷伝票と認証ラベルに記載して出荷し、お客さまからの出荷ナンバーによる照会に対して製品情報（素材の流通経路、製造工場、製造方法等）の提供サービスを実施。



7 認証制度における今後の取組み

上記の制度改正は平成17年6月から順次運用されており、認証制度の信頼性は確かなものになりつつありますが、認証製品が個人住宅で一般的に使われるまでには至っていません。今後は、次の取組みにより認証製品が一般の個人住宅において、建築士さん、工務店さん、お施主さんから支持が得られるよう体制の整備を図る必要があります。

- 1) 木材流通業者会員を充実させ（会員増及び機能強化）、現状では流通に乗りにくい県産材の流通化。
- 2) 認証製品の価格を木楽ネットで公開し、価格の透明化。
- 3) 認証製品を積極的に活用する、設計士・工務店会員の充実化（会員増）。